

軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金のお知らせ

温暖化防止及び低炭素社会を実現するため、電気自動車または太陽光発電設備の導入に係る経費の一部を補助します。

対象者

町内に住所を有する個人、または個人事業主、法人であって町税等に滞納がないこと

補助額

- (1) 電気自動車の導入 一台につき 10 万円
- (2) 太陽光発電設備の設置 出力 1 kW につき 2 万円(10 万円上限)
ただし、1 世帯(団体または法人の場合は 1 団体)につき 1 件まで

交付要件

(1) 電気自動車導入

- ①一般社団法人次世代自動車振興センター(以下センター)の実施する、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」別表 1 に定める電気自動車であること
- ②町内の販売店から購入した未使用の国産車であること
- ③使用の本拠の位置が軽米町で、初度登録または届出が当該年内度内であること

(2) 太陽光発電設備の設置

- ①町内の事業者と工事請負契約等を締結し設置された未使用の設備であること
- ②当該年度内の設置であること。
- ③最大出力が 10 kW 未満であり自家消費していること。ただし、余剰電力の売電はできるものとする。

注記事項

購入、工事着工前に計画書を必ず提出すること。計画書が提出されていない場合は該当とならないのでご注意ください。申請については、購入、設置完了後となります。

受付期間

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで

軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金申請手続き等の流れ

